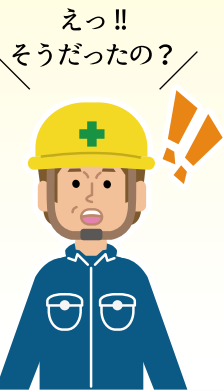


健康保険は…

株式会社になっても

中建国保のままでOK!



他とは違う「中建国保のポイント」

- ① 健康保険料は、所得に関わらず、年齢と就労状態で決まります。
- ② 1ヶ月に1つの病院で**17,500円を超えた医療費が払戻し**になります（償還払い制度）。
その他、万が一入院した場合は**1日8,000円**、入院以外でも労務不能時には**1日2,000円から4,000円の休業補償**もあります。（傷病手当金制度）
- ③ 健康診断は組合員も20才以上のご家族も**無料で受診**でき、石綿の診察やそれに伴う労災申請のお手伝いをしています。

仲間の声を参考にしてください

仕事をするうえで、法人にしなけ
ばならなかった。会社設立＝中建国保
脱退と思っていたが、**中建国保を継続**
できる制度があると聞いて必要な手続
きをし、中建国保に残る事が出来た。

保険料は収入に関係なく定額で、償
還払い制度や保養施設の補助、**無料**
で健康診断が受診できるなど、様々な
制度があり大変助かっている。



はじめは一人親方だったが、事業
が順調で現在は従業員が10人以上
の会社になった。従業員が5人に
なったときに、中建国保で健保適用
除外の申請をした。**福利厚生面**で
助かっている。

健診や健康教室など色々な組合
のイベントに従業員全員で参加し
ている。



株式会社になっても中建国保は継続できる!

中建国保を継続しながら厚生年金に加入できる!

法人事業所になっても、従業員が5人以上になっても
中建国保を継続しながら、**厚生年金に加入**できます!

6月から株式会社になるから中建国保を辞めなきゃならないんだ。
どうして?
だって元請から協会けんぽに加入だよって言われているし…
辞めなくても大丈夫。
きちんと手続きすれば、中建国保を継続できるよ。
年金事務所に「健保適用除外」という書類を提出すれば、中建国保は継続できるよ。
安心 安心
これは、国の制度なんだ。
知らなかった。
まずは組合に相談してみよう!
サンキュー! 早速手続きするよ。
ただし、株式会社になった日から14日以内に手続きをしなければならぬよ。
5

うちの夏から職人を二人増やすつもりだ!
個人の工務店も従業員が5人以上になると厚生年金をかけなければならぬよ。
継続できるよ。株式会社と同じ手続きをすればいいんだ。
でも今社会保険の取り扱いが厳しくなっているけど、中建国保に加入したままで大丈夫かな?
「健保適用除外」は国の制度だから、手続きすれば大丈夫。
中建国保は、償還払い制度や無料健診など保障があるからね。
それなら安心! 今すぐ組合に行行って相談しよう!
7

株式会社になっても、従業員が5人以上になっても 「中建国保」を継続できます！

法人事業所を設立、もしくは個人事業所で従業員が5人以上になると…

事業主と従業員に「健康保険(協会けんぽ) + 厚生年金保険」への加入が義務付けられます。 ※個人事業所の事業主は対象外

健康保険(協会けんぽ) 適用除外申請をすると…

本来であれば「健康保険(協会けんぽ) + 厚生年金保険」に加入するところ、法人設立日(または個人事業所で従業員が5人以上になった日)より14日以内に健康保険(協会けんぽ)適用除外申請をすると、協会けんぽには加入せず、中建国保に引き続き加入したまま、厚生年金保険に加入することが認められます。なお、「**中建国保 + 厚生年金保険**」は国が認めた適切な社会保険です。



健康保険適用除外制度とは…

法人事業所が加入しなければならない「健康保険(協会けんぽ)と厚生年金」について協会けんぽの代わりに中建国保に加入することが認められた制度です。

国が
認めている
制度です！

今後「法人化」を考えている方や、 「従業員が5人以上」になりそうな個人事業主の方へ

「健康保険(協会けんぽ)適用除外」の承認を受ければ、協会けんぽに移行する必要はありません。

協会けんぽと中建国保では、保険料はもちろん、独自の給付制度(傷病手当金等)の内容が異なります。事前に両者を見比べてみる必要があります。

また、中建国保を継続する場合は法人設立日(または個人事業所で従業員が5人以上になった日)より14日以内に健康保険(協会けんぽ)適用除外」の申請をしなければならない為、事前準備が必要となります。14日を過ぎると中建国保を継続できなくなるのでご注意ください。

事前に組合に ご相談ください！！

1. 個人事業主、一人親方の方

- ① 法人事業所設立する場合
法人になっても中建国保を継続できます。
- ② 協会けんぽ加入の事業所へ就職する場合
就職先が協会けんぽ加入の事業所であっても、中建国保に加入している方は継続できます。

2. 個人事業所の従業員の方

所属する事業所の状態が変更(法人事業所を設立または従業員が5人以上の事業所になる)になる場合、中建国保に加入している方は継続できます。

健康保険(協会けんぽ) 適用除外申請の流れ

1. 法人事業所を設立する1か月前には組合にご相談ください
2. 組合で健康保険(協会けんぽ)適用除外申請書等の必要書類をもらい、年金事務所で「新規適用届一式」をもらう
3. 法人事業所を設立。急ぎで登記簿をもらう
4. 組合に健康保険(協会けんぽ)適用除外申請書等を提出し、印鑑をもらう
5. 年金事務所に健康保険(協会けんぽ)適用除外申請書と新規適用届を提出

【注 意】 上記3～5の手続きを法人事業所設立日より14日以内に行わなければなりません!!

